

公益財団法人愛媛県消防協会役員等の旅費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第10条に規定する評議員、定款第22条第1項に規定する役員及び定款第45条第2項に規定する事務局長及び職員（嘱託又は臨時的に雇用された職員、公益財団法人愛媛県消防協会会長が委嘱する者及び公益財団法人愛媛県消防協会支部設置規約第14条第1項に規定する幹事を含む。）の旅費の支給に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 前条の目的を達成するための旅費の支給については、別に定めがあるものを除き、愛媛県職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号。以下「県条例」という。）の規定を準用するものとする。

(読替規定)

第3条 前条の規定により準用する県条例中「在勤庁」とあるのは「公益財団法人愛媛県消防協会」と、「知事」又は「任命権者」とあるのは「公益財団法人愛媛県消防協会会長」（以下「会長」という。）と読替える。

(その他)

第4条 この規則に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県消防協会旅費規程は、廃止する。